

平成28年6月10日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第6日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 松 井 佳奈江 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年6月10日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 請願第1号 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について
日程第2 請願第2号 中学校体育館西側水路の洪水対策について
日程第3 意見書案第1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
日程第4 討論・採決
日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件について
日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 請願第1号

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 請願第1号 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。請願書につきましては、ただいま議長より許可をいただきましたので、議員の皆様にはお手元に配付をされておると思いますので、読み上げて説明にかえさせていただきます。

請願第1号

請 願 書

平成28年5月10日

上峰町議会議長 碓 勝 征 様

紹介議員 吉 富 隆

件名 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について

請願の趣旨、理由などについて説明をさせていただきます。

この道路につきましては、通学道路でもあり、道路幅が狭く、危険度は高く、道路幅の拡幅が必要である。非常に車の量も多く、「のらんかい」バスもここを通っております。非常

に危ない道路であるので、御理解をいただきたい。

2番目に、地盤改良につきましては、道路の西側が水路に傾き、危険性があるため、地盤改良の必要がある。

ここについては、全面的に西側のほうの水路側に傾いているというわけではございませんが、何カ所か今にも崩れてもおかしくないというような状況下になると同時に、雨季に入ると、いつここが崩れるかわかりませんので、早急に改良をしていただければと思っております。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出いたします。

請 願 者

代表 住所 上峰町大字江迎881
氏名 高 島 宏 明
住所 上峰町大字江迎1219番地 1
氏名 中 山 信 量
住所 上峰町大字江迎1579
氏名 原 槇 和 彦
住所 上峰町大字江迎2282番地 2
氏名 江 口 正 光
住所 上峰町大字江迎126
氏名 牛 島 文 雄
住所 上峰町大字江迎424- 2
氏名 江 頭 典 雄

以上、合同での請願となっておりますので、議員の皆さんの温かい御理解をお願いし、請願とさせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、お諮りいたします。質疑の途中ですが、ただいまの請願第1号は、振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 請願第2号

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 請願第2号 中学校体育館西側水路の洪水対策について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○4番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。議長の許可がございましたので、私から請願書の説明、読ませて説明にかえさせていただきます。

請願第2号

請 願 書

平成28年5月17日

上峰町議会議長 碓 勝 征 様

紹介議員 寺 崎 太 彦

紹介議員 田 中 静 雄

件名 中学校体育館西側水路の洪水対策について

請願趣旨・理由など

下津毛北部地域の開発に伴い、外記溜池より上坊所側水路への流量が増大しています。

又、新たに中学校体育館南の農地を転用（宅地化）計画され、道路冠水の慢性化に加え住宅地への浸水の恐れがあります。この事への対策をお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請 願 者

代表 住所 上峰町大字坊所2010

氏名 下津毛区長 秋 山 善 幸

住所 上峰町大字坊所2028

氏名 副 区 長 寺 崎 三 男

住所 上峰町大字坊所1998-1

氏名 副 区 長 田 中 敏 春

住所 上峰町大字坊所1996-1

氏名 下津毛生産組合長 秋 山 一 善

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、お諮りいたします。質疑の途中ですが、ただいまの請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号

○議長（碓 勝征君）

日程第3. 意見書案第1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

おはようございます。読み上げて提案をいたします。

意見書案第1号

上峰町議会議長 碓 勝 征 様

提出者 上峰町議会議員 漆 原 悦 子

教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月10日提出

教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない

状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

平成28年6月10日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
文部科学大臣	馳			浩	様

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第4 討論・採決

○議長（碓 勝征君）

日程第4. 討論・採決。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

議案第31号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成28年度天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」文化財

保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

○6番（井上正宣君）

議案第34号の案件につきましては、反対の意見を申し上げたいと思います。

これは、弁護士相談料とWEBマーケティング支援業務の委託料、2点が上がっておりますが、WEBマーケティング支援の業務委託料については賛成ですが、弁護士相談委託料については反対をいたします。

この案件は、問題点が議会内部で解決できることであって、弁護士までを入れてやるものではない。別に告発もされていないのに、事を大きくする必要はないと思います。議会の案件に弁護士まで投入することは前代未聞であり、全国から笑い物になります。このような財源があれば、青少年育成のために計上していただきたい。個々の案件なら、当事者個々が歳出するのが当然であり、公費を使うのはおかしいと思っております。よって、この案件に反対をいたします。

○議長（碓 勝征君）

賛成討論の方はありませんか。

○8番（大川隆城君）

私はこの議案第34号について、先ほど反対討論ございましたが、昨日もいろいろとこの関係については議論がなされました。その前の段階において、議運の場面、あるいは全協の場面でも相当数の時間をかけて論議がなされました。その結果、全協の中で、それでいいということでの結論が出た上で予算措置要求がなされて今回の予算措置になっているものと思っております。そういう意味合いから、この第34号の議案については賛成をしたいと思っております。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。反対討論の方はおられませんか。

○5番（漆原悦子君）

反対討論をします。

10,800千円のWEBマーケティングの件に関しては賛成です。弁護士料と委託料とその費用弁償にかかわるもので反対討論をします。

私も6番井上議員と同じでして、やはり公費を使ってまでしなくても、議会で、全協で何度となくやって答えが出ないとしても、議会内の問題ですから、もっと議会で協議するのが必要ではないかなと思います。公費まで投入して、結論が出ればいいんですけども、その前にもっとやるべきことがあるのではないかなと思っておりますので、私はここまでやる必要はないと思っております。

○議長（碓 勝征君）

次、賛成討論の方おられませんか。

○2番（吉田 豊君）

日本は法治国家であります。したがって、法的解釈を求めるのは、何ら恥ずかしいことではないと思いますので、私は賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（碓 勝征君）

次、反対討論ありませんか。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

ただいま反対討論、賛成討論、それぞれございました。これによりまして進めたいと思います。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

賛成多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次へ進みます。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（碓 勝征君）

日程第5. 委員会の閉会中の継続審査の件について、これを議題といたします。

振興常任委員会委員長から、目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（碓 勝征君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。御協力ありがとうございました。

午前9時56分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 碓 勝 征

上峰町議会副議長 原 田 希

上峰町議会議員 漆 原 悦 子

上峰町議会議員 井 上 正 宣